

18. 権利擁護など

(1) 福祉サービス利用援助事業

■内容

下記の手続きなどに不安のある方が、安心して地域で暮らせるようにお手伝いします。また、支援に使用する通帳や印鑑の保管もできます。

- ◎福祉サービスの情報提供・利用手続き、利用料・公共料金の支払手続きなど
- ◎郵便物の確認や日常的な金銭管理など

■対象者

認知症やもの忘れ、知的障がいや精神障がいがあるなど、ひとりでは手続きに不安のある方（この制度の支援計画の内容が理解できることが必要）

■手続き

①相談	専門員が相談を受け、詳しい生活状況を聞き取ります。ひとりでは不安なことについて、何をどのようにお手伝いするか確認します。
②申し込み	専門員が提示する支援計画案の説明を受けてお申し込みください。
③審査	専門員が必要書類を京都府社会福祉協議会の審査会に提出します。審査には1か月ほどかかる場合があります。
④契約	審査会の同意後に、対象者と南丹市社会福祉協議会で契約します。
⑤支援	支援計画に基づき、生活支援員が決められた支援を行います。

■利用者負担額

契約前の相談は無料ですが、契約後は下記の利用料などが必要です。なお、生活保護世帯と市府民税非課税世帯の場合、利用料の一部又は全部が免除されることがあります。

- ◎支援計画に基づくサービス：1時間1,200円
- ◎支援に必要な移動費：10km未満200円（10kmを越えるごとに100円加算）
または交通費の実費
- ◎金銭管理の援助に使用する通帳・印鑑・公的書類の保管料：月250円
- ◎その他の書類など（審査あり）の保管料：月250円

■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020 / FAX：0771-72-3222

(2) 成年後見制度

■ 内容

判断能力が十分でない方の権利を守るための制度で、本人の判断能力に応じて成年後見人・保佐人・補助人が選任され、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行ったり取り消したりします。

制度を利用するためには家庭裁判所に申立てを行う必要があります、成年後見人などには本人の家族のほか、法律・福祉の専門家や市民後見人などの第三者や、福祉関係の公益法人などが選ばれます。

※判断能力が衰えたときに備えて、支援してもらおう内容と支援者を、あらかじめ契約で決めておく任意後見制度もあります。

《 成年後見制度利用支援事業 》

対象者に2親等内の親族がいないなどにより申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。この場合、基本的に市が申立て費用（申立手数料・登記手数料・連絡用郵便代・鑑定料）を負担しますが、負担能力のある方には、家庭裁判所の決定などに基づき費用を負担していただきます。

また、成年後見人などが確定した方で、生活保護を受けている、市民税非課税世帯などにより成年後見人などへの報酬負担が困難な方に対し、その費用を助成します。

■ 対象者

認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方
※任意後見制度は契約時点で判断能力がある方

■ 担当窓口

南丹市権利擁護・成年後見センター 電話：0771-68-0023 / FAX：0771-68-1166
(南丹市福祉相談課内)